

令和 4 年度
事業所における喫煙状況調査結果報告書

五島保健所地域・職域連携推進協議会

令和 5 年 6 月

目次

I	調査の概要	1
1	調査の目的	1
2	実施主体	1
3	調査対象	1
4	調査期間	1
5	調査方法	1
6	調査内容	1
II	調査結果（要約）	2
II	調査結果の概要	3
第1部	事業所における喫煙環境等に関するアンケート調査（事業所向け調査）	3
1	令和4年度の結果	3
2	平成29年度と令和4年度との経年比較	9
第2部	たばこに関するアンケート調査（従業員向け調査）	11
III	考察	20
IV	結論	21
V	参考文献等	21
VII	調査票	22

I 調査の概要

1 調査目的

事業所における喫煙状況及び喫煙に係る意識調査を行い、五島市内における現状把握を行う。
また、H29年度に実施した事業所調査と比較検討することで、今後の受動喫煙防止対策の推進並びに禁煙支援に役立てる。

2 実施主体

五島保健所地域・職域連携推進協議会

3 調査対象

管内事業所 990 か所
管内事業所に勤務する従業員

4 調査期間

配布・回答：令和4年12月2日～令和4年12月20日
集計・分析：令和5年1月

5 調査方法

調査協力団体（五島保健所地域・職域連携推進協議会委員所属団体）が調査票を事業所に配布し、回収（WEBでの回答または五島保健所へFAX）する。その後、五島保健所で集計・分析。

6 調査内容 ＊別添調査票1,2のとおり

（1）事業所向けアンケート「事業所における喫煙環境等に関するアンケート調査」

- ・事業所の属性（業種・従業員数）
- ・従業員の喫煙者の有無、人数（率）
- ・敷地内、建物内の喫煙状況
- ・受動喫煙防止のための設備整備状況、受動喫煙対策未整備の理由
- ・今後の敷地内、建物内の受動喫煙防止のための設備整備予定 等

（2）個人向けアンケート「たばこについてのアンケート」

- ・個人の属性（年代、職業）
- ・喫煙の有無
- ・禁煙の意思があるか
- ・職場の喫煙状況
- ・喫煙が身体に及ぼす影響などの知識・意識
- ・たばこに関する個人の考え 等

Ⅱ 調査結果（要約）

- (1)「事業所における喫煙環境等に関するアンケート調査」は、五島市内の事業所のうち 990 か所へ協力団体を通して調査依頼。そのうち、130 か所から回答を得た（回答率 13.1%）。また、「たばこについてのアンケート調査」はその事業所に勤務する従業員 302 人から回答を得た。
- (2)回答事業所のうち、93.8%が従業員規模 50 人未満の中小規模であった。
- (3)喫煙者がいない事業所は全体の 39.2%を占め、H29 年度調査時の 18.7%から有意に増加していた。事業所別では「飲食店」における喫煙者がいない事業所の割合が高かった。
- (4)屋内禁煙率は 83.1%であり、H29 年度調査時の 50.7%から有意に増加していた。
- (5)法改正による原則屋内禁煙についての認識は、61.5%が「知っている」、15.4%が「聞いたことがある」と回答した。
- (6)「たばこについてのアンケート」における回答年代は、40 代（26.7%）、50 代（26.2%）、30 代（18.2%）の順に回答が多かった。また、業種は「デスクワーク」が 56.6%と最も多くを占めた。
- (7)喫煙率は 23.2%であり、年代別で見ると 20 代が最も高く、43.8%であった。
- (8)喫煙者のうち、「たばこをやめたいと思うことがあるか」に対し 68.8%が「はい」と回答した。その理由としては「自分自身の健康のため」が最も多く、次いで「たばこ代節約のため」が多かった。
- (9)非喫煙者のうち、受動喫煙に暴露されて不快に感じた場所としては「飲食店」が最も多かった。また、「飲食店」と回答した年代は、40 代（28.8%）、30 代（27.5%）が多かった。
- (10)受動喫煙の健康影響についての知識は、「聞いたことがある」が 69.7%と最も多く、「他の人よりも知っている」は 19.5%であった。「よく知らない」と回答した者のうち、喫煙者と非喫煙者で比較すると喫煙者が有意に多かった。
- (11)禁煙支援医療機関について、「知らない」が 43.5%と最も多く、次いで「聞いたことがある」が 30.2%、「知っている」が 26.3%であった。
- (12)個人における法改正による原則屋内禁煙についての認識は、「知っている」が 68.0%と最も多く、「知らない」は 12.3%であった。

Ⅲ 調査結果の概要

第 1 部 事業所における喫煙環境等に関するアンケート調査（事業所向け調査）

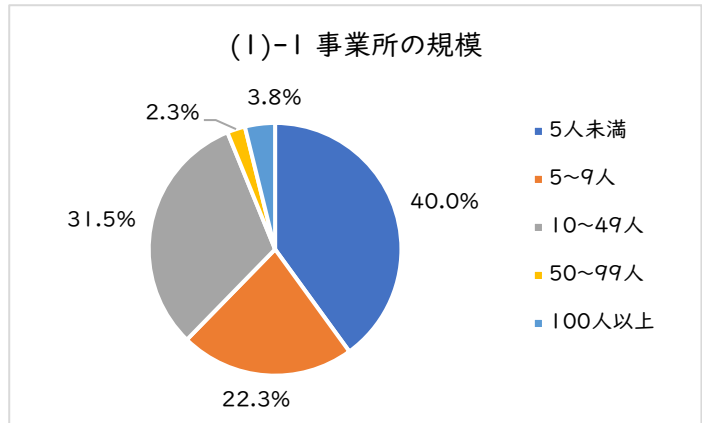
1 令和 4 年度の結果

(1)回答事業所の属性

(1)-1 従業員規模

5 人未満の事業所が最も多く全体の 40.0%を占めた。また、50 人未満の中小規模（5 人未満、5～9 人、10～49 人）の事業所が全体の 93.8%を占めた。

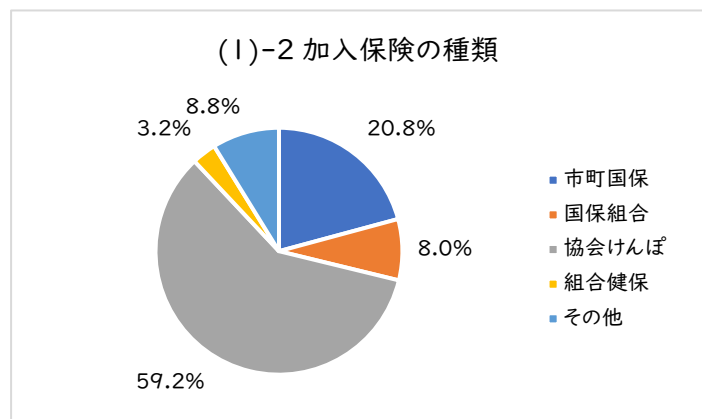
	事業所数
5 人未満	52
5～9 人	29
10～29 人	33
30～49 人	8
50～99 人	3
100 人以上	5
計	130



(1)-2 加入保険の種類

最も多かったのは「協会けんぽ」で、59.2%を占めた。次いで市町国保が 21%であった。

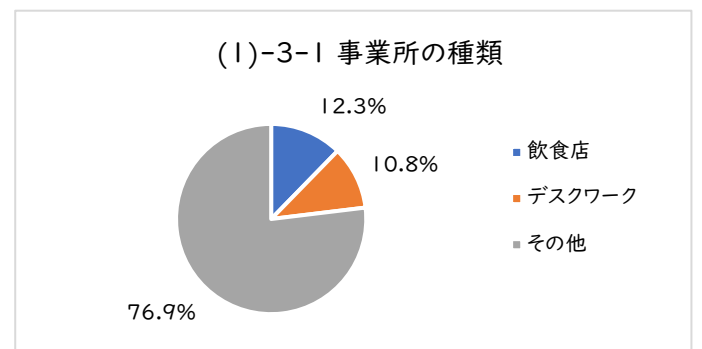
	事業所数
市町国保	26
国保組合	10
協会けんぽ	74
組合健保	4
その他	11
無回答	5
計	130



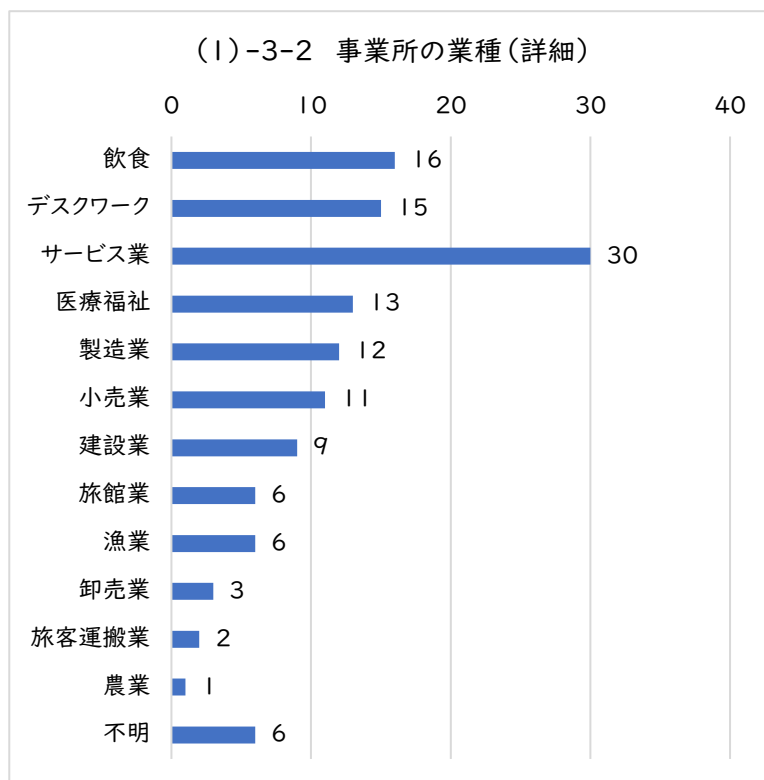
(1)-3 業種

飲食店が 12.3%、デスクワークが 10.8%、その他が 76.9%であった。その他には、サービス業、医療福祉、製造業、小売業、建設業、旅館業、漁業、農業、卸売業、旅客運搬業等が含まれる。

	事業所数
飲食店	16
デスクワーク	14
その他	100
計	130



	事業所数
飲食	16
デスクワーク	15
サービス業	30
医療福祉	13
製造業	12
小売業	11
建設業	9
旅館業	6
漁業	6
卸売業	3
旅客運搬業	2
農業	1
不明	6
計	130



(2)事業所における喫煙等の状況

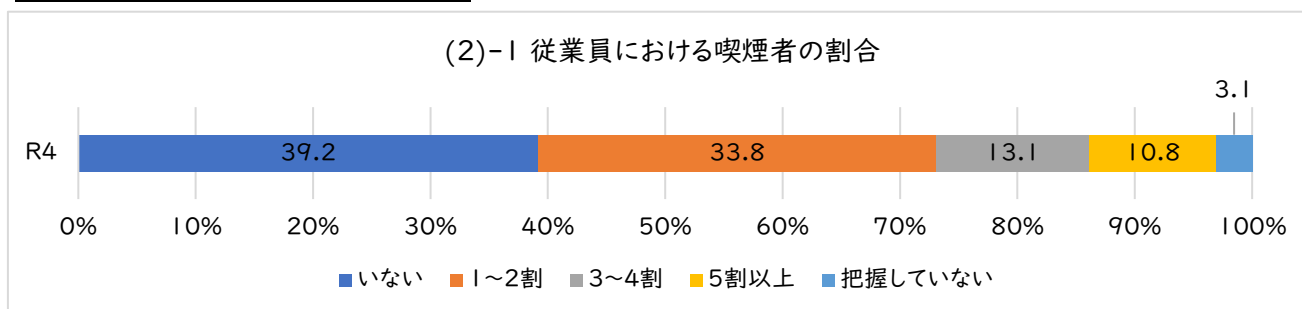
(2)-1 従業員における喫煙者の割合

最も多かったのは、「いない」と回答した事業所で、39.2%を占めた。次いで、「1~2割」と回答した事業所 が33.8%を占めた。

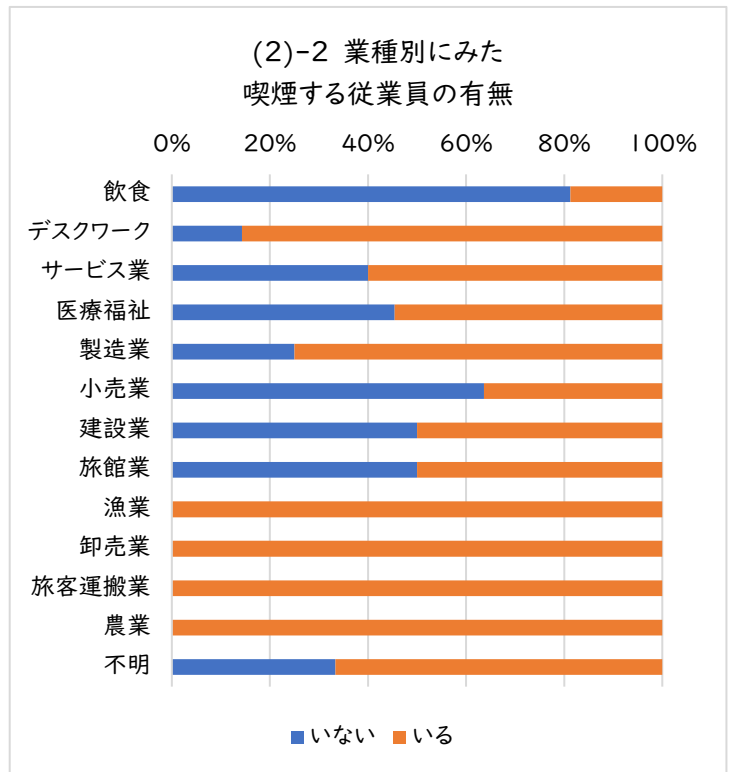
また、その他の職種を分類し、従業員における喫煙者の有無（「1~2割」「3~4割」「5割以上」の回答を「いる」にまとめた）を見たところ、グラフ(2)-2のとおり分布した。

「飲食店」とそのほかの業種で喫煙者の有無を比較したところ、有意差がでた。

	事業所数
いない	51
1~2割	44
3~4割	17
5割以上	14
把握していない	4
計	130

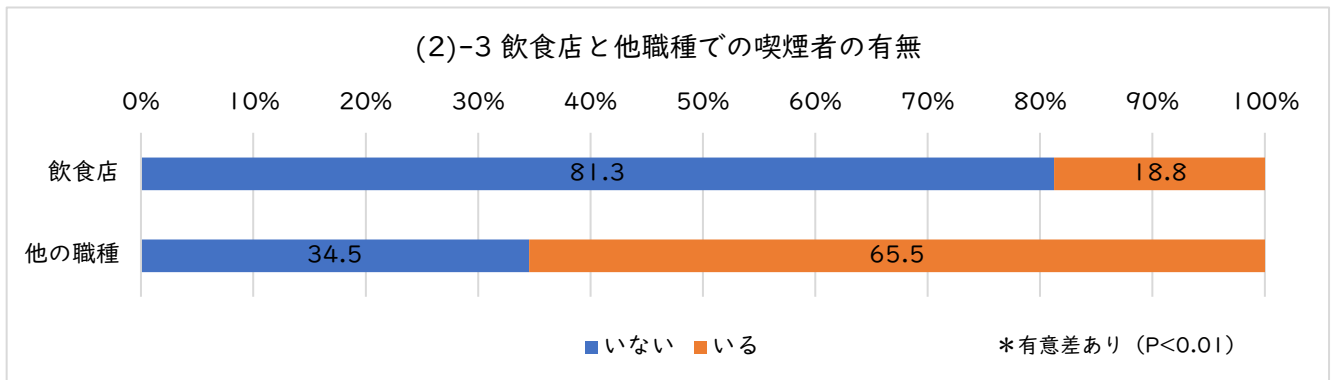


	いない	いる
飲食	13	3
デスクワーク	2	12
サービス業	12	18
医療福祉	5	6
製造業	3	9
小売業	7	4
建設業	4	4
旅館業	3	3
漁業	0	6
卸売業	0	3
旅客運搬業	0	2
農業	0	1
不明	2	4
計	51	75



	いない	いる
飲食店	13	3
他の職種	38	72

*有意差あり (P<0.01)



(2)-2 事業所の建物内（執務室、休憩室、食堂、トイレを含み喫煙専用室を除く）で喫煙する従業員や来客の有無

回答のうち、16.9%が建物内で喫煙できる環境であった。

	事業所数
いる	22
いない	108
計	130

(2)-3 事業所の敷地内（駐車場、屋上等含む）で喫煙する従業員または来客の有無

回答のうち、59.2%が敷地内では喫煙できる環境であった。

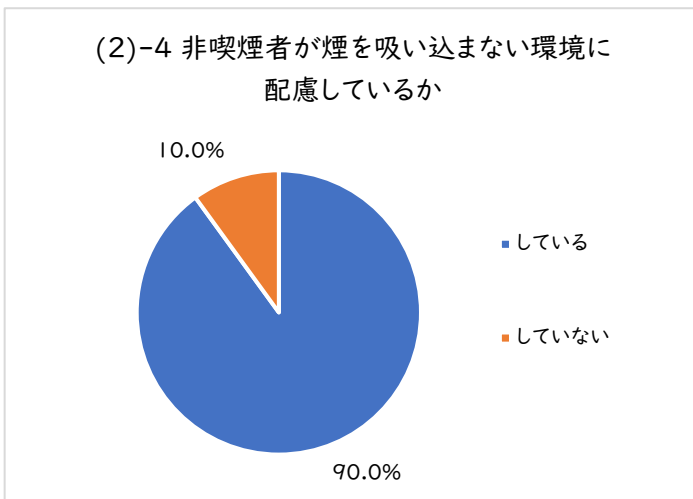
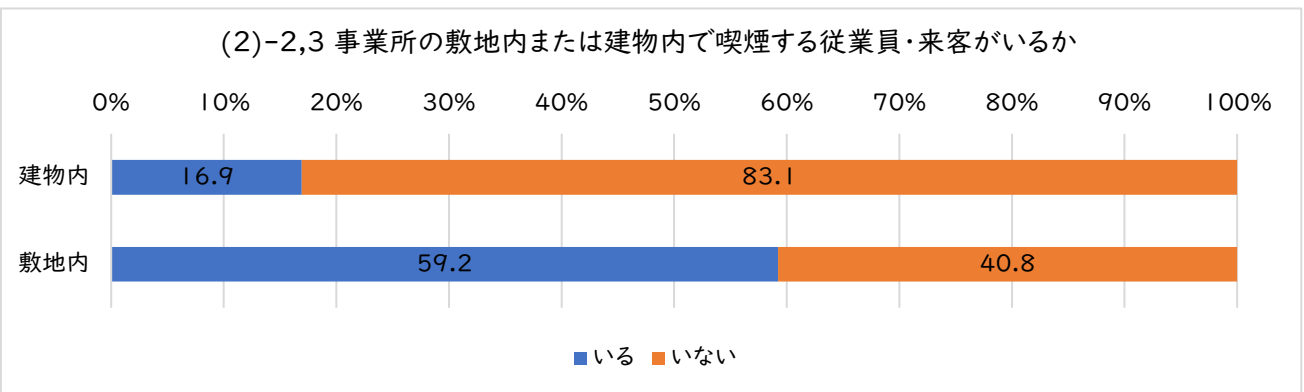
	事業所数
いる	77
いない	53
計	130

(2)-4 (2)-2,3で「いる」と回答した事業所は、非喫煙者がたばこの煙を吸い込まない環境に配慮の有無（喫煙専用室の設置や、屋外で人気のないところに灰皿を設置している、など）

(2)-2 または 3で「いる」と回答した事業所は 80 か所であった。そのうち「配慮している」事業所は 90.0%（81 か所）、「配慮していない」事業所は 10.0%（8 か所）であった。

8 か所の事業所の種類は、デスクワーク（1）、その他（7）であった。その他の中の業種は、製造業（2）、建設業（1）、小売業（1）、サービス業（1）、漁業（1）、その他（1）であった。

	事業所数	内訳		
		屋内で喫煙する従業員・来客がいる	敷地内で喫煙する従業員・来客がいる	どちらもいる
している	72	55	1	16
していない	8	3	2	3
計	80	58	3	19



(2)-5 「配慮していない」と回答した事業所（8か所）における回答理由

①受動喫煙を問題視していない	1
②スペースがない	5
⑦その他（トイレで吸っている）	1
無回答	1

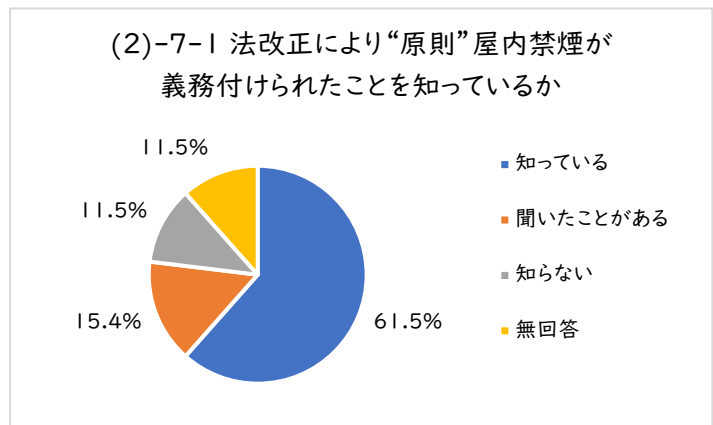
(2)-6 「配慮していない」と回答した事業所（8か所）における将来的に喫煙に関して配慮した環境整備予定の有無

①1年以内に整備予定	1
②将来的に整備予定	3
⑦整備する予定はない	3
無回答	1

(2)-7 法改正による原則“屋内禁煙”についての認識

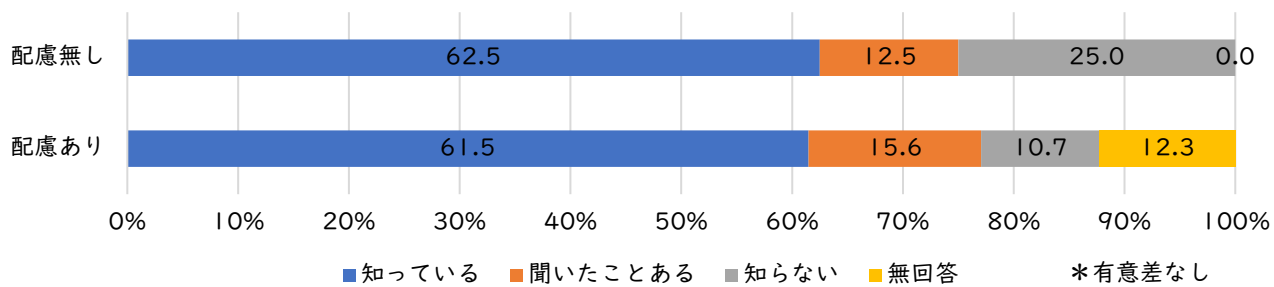
「知っている」と回答があった事業所は61.5%であった。また、「(1)-3 事業所の種類」「(2)-4 非喫煙者へのたばこの煙を吸い込まない環境配慮の有無」で比較したところ、有意差はなかった。

	事業所数
知っている	80
聞いたことがある	20
知らない	15
無回答	15
計	130



法改正の知識	非喫煙者への配慮の有無		計
	配慮あり	配慮無し	
知っている	75	5	80
聞いたことある	19	1	20
知らない	13	2	15
無回答	15	0	15
計	122	8	130

(2)7-2 喫煙環境への配慮の有無と法改正による原則”屋内禁煙”についての認識



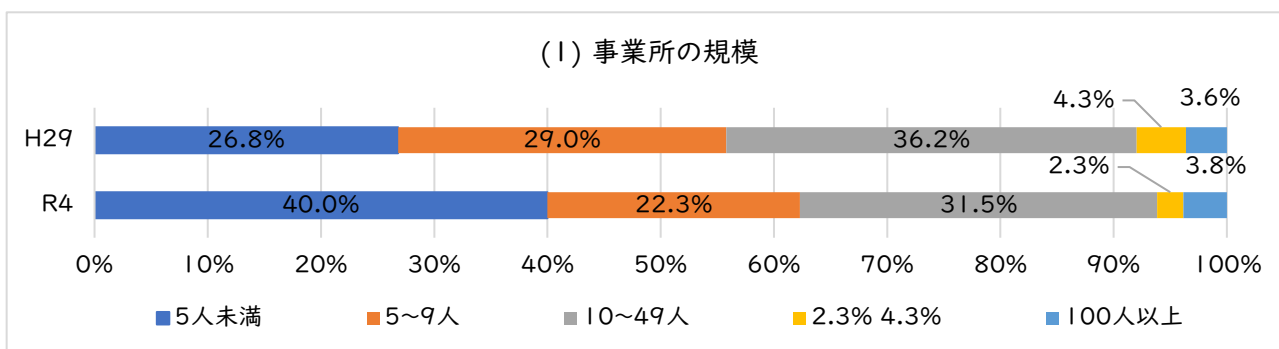
2 H29年度と令和4年度との経年比較

(1) 従業員規模

回答事業所における従業員規模に有意差は見られなかった。

事業所の規模	R4	H29
5人未満	52	37
5～9人	29	40
10～49人	41	50
50～99人	3	6
100人以上	5	5
計	130	138

*有意差なし

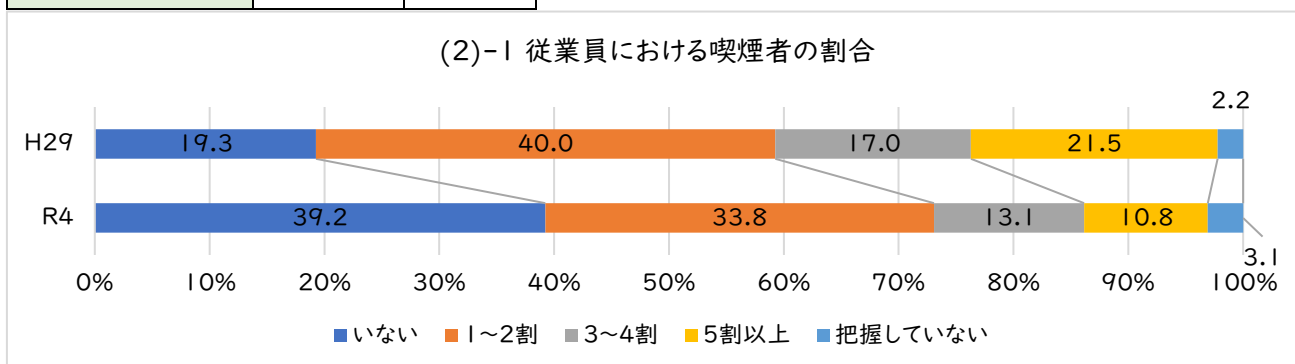


(2) 従業員における喫煙者の割合

H29年度と比較し、「いない」と回答した事業所は、R4年度の回答が有意に多かった ($p < 0.01$)。また、「5割以上」と回答した事業所は、R4年度の回答が有意に少なかった。 ($p < 0.05$)。「1～2割」「3～4割」では有意差は見られなかった。

	R4	H29
いない	▲51	▽26
1～2割	44	54
3～4割	17	23
5割以上	▽14	▲29
把握していない	4	3
計	130	135

▲：有意に多い
▽：有意に少ない

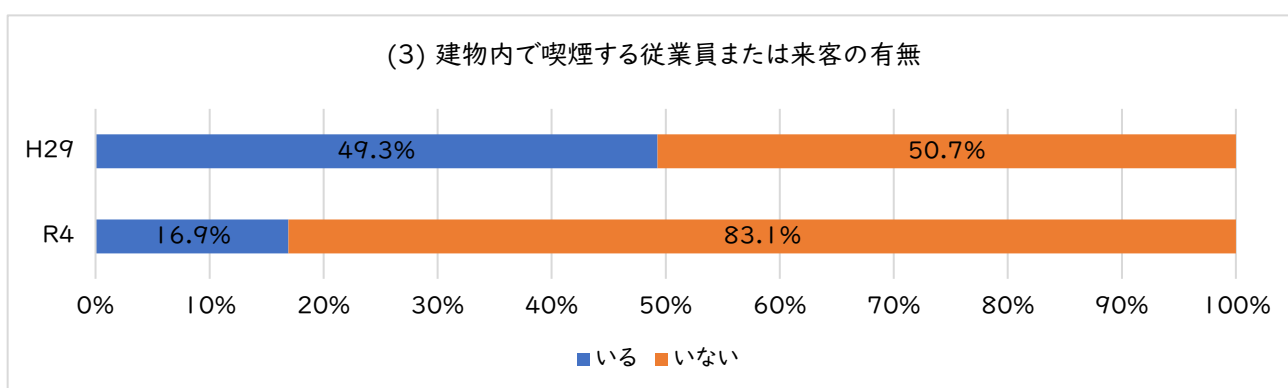


(3) 事業所の建物内（執務室、休憩室、食堂、トイレを含み喫煙専用室を除く）で喫煙する従業員や来客の有無

H29年度と比較し、R4年度は「いない」が有意に多かった。

	H29	R4
いる	68	22
いない	70	108
計	138	130

*有意差あり (p<0.01)

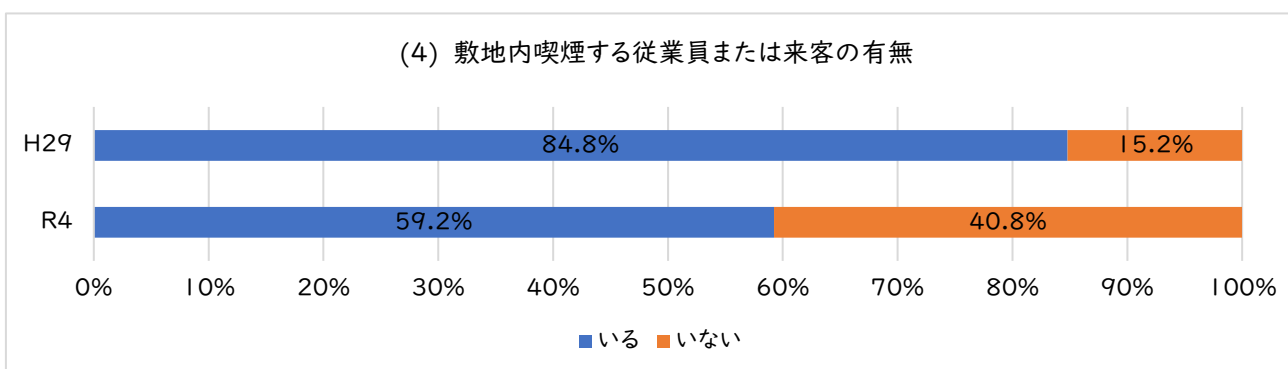


(4) 事業所の敷地内（駐車場、屋上等含む）で喫煙する従業員または来客の有無

H29年度と比較し、R4年度は「いない」が有意に多かった。

	H29	R4
いる	117	77
いない	21	53
計	138	130

*有意差あり (p<0.01)



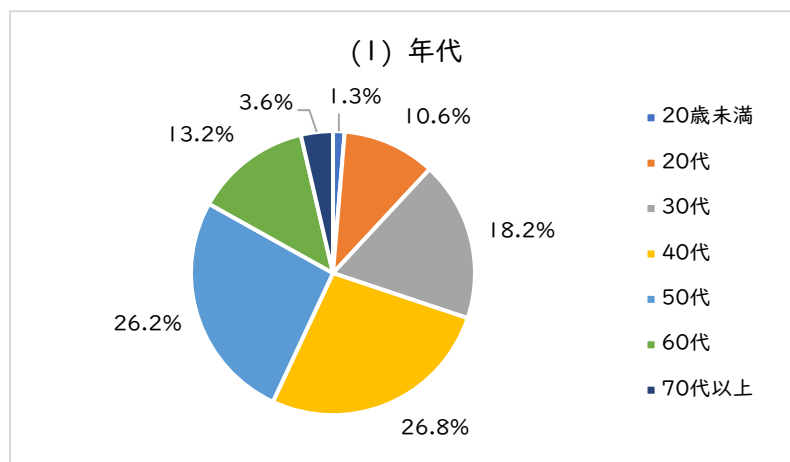
第2部 たばこについてのアンケート調査（従業員向け調査）

1 回答者の属性

(1) 年代

40代、50代、30代の順に、壮年期の回答率が高かった。

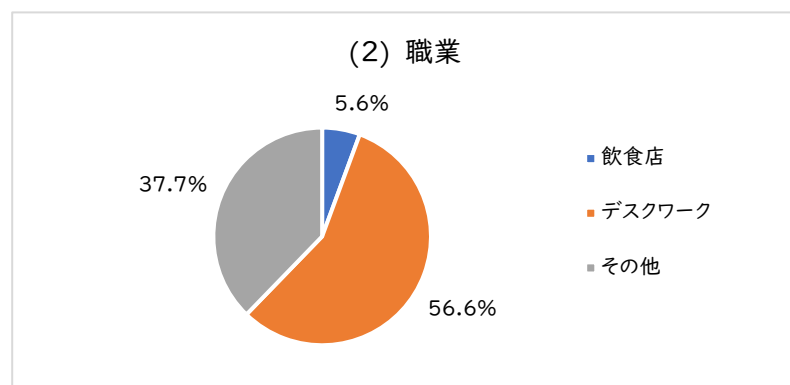
20歳未満	4
20代	32
30代	55
40代	81
50代	79
60代	40
70代以上	11
計	302



(2) 職業

「デスクワーク」が最も多い回答数であり、56.6%を占めた。また、匿名調査のため、その他を分類することはできなかった。

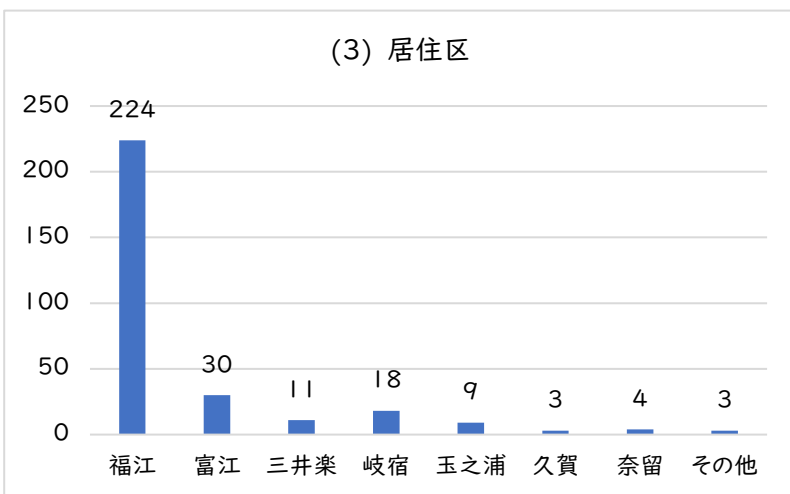
飲食店	17
デスクワーク	171
その他	114
計	302



(3) 居住地

「福江」が最も多い回答数であり、全体の74%を占めた。その他の回答には、「五島市内」「椀島」「関東」と回答があった。

福江	224
富江	30
三井楽	11
岐宿	18
玉之浦	9
久賀	3
奈留	4
その他	3
計	302



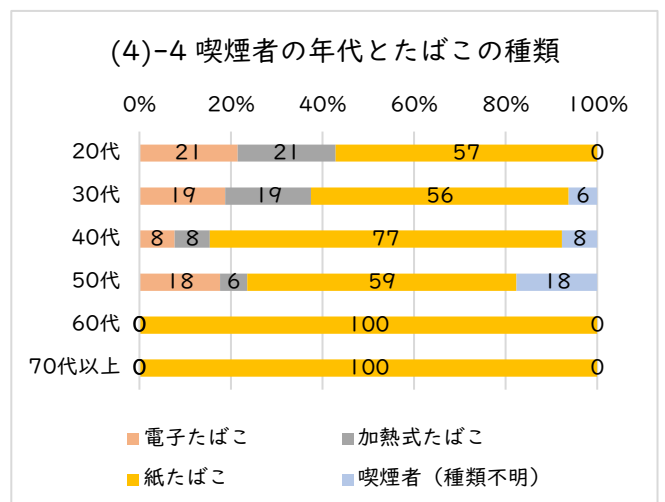
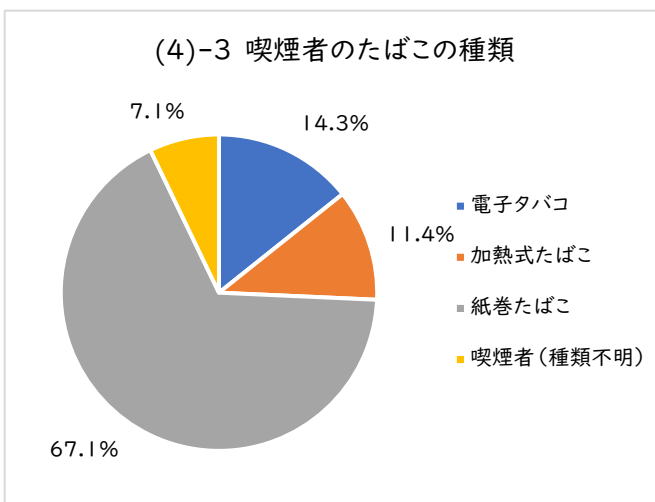
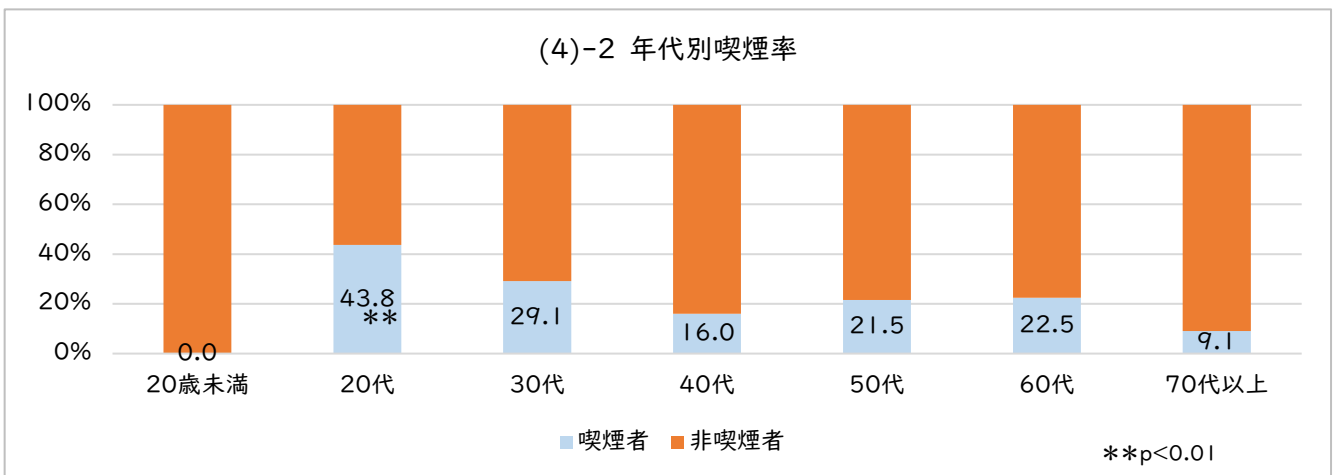
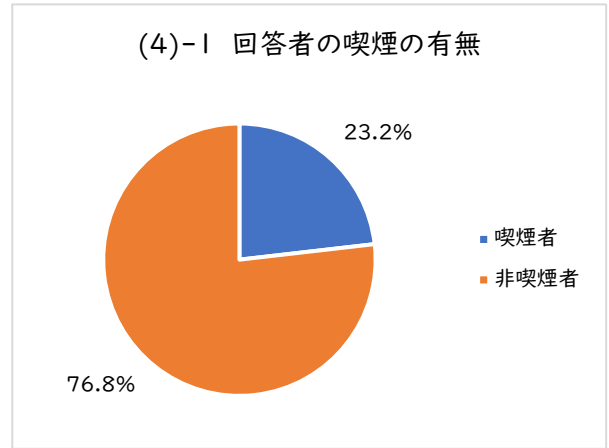
(4) 喫煙の有無

以下、たばこの種類問わず喫煙する者を「喫煙者」、吸わない・やめた・非喫煙者（歴不明）の者を「非喫煙者」として集計した。

喫煙の有無より、本調査における回答者の喫煙率は23.2%であった。年代ごとの喫煙率は、20代が最も高く、有意差が見られた。次いで30代における喫煙率が高い傾向が見られた。

また、喫煙者のうち、たばこの種類を尋ねたところ、紙たばこが最も多く67.1%を占めた。

		計	
喫煙者	電子タバコ	10	70
	加熱式たばこ	8	
	紙巻たばこ	47	
	喫煙者（種類不明）	5	
非喫煙者	吸わない	176	232
	やめた	54	
	非喫煙者	2	

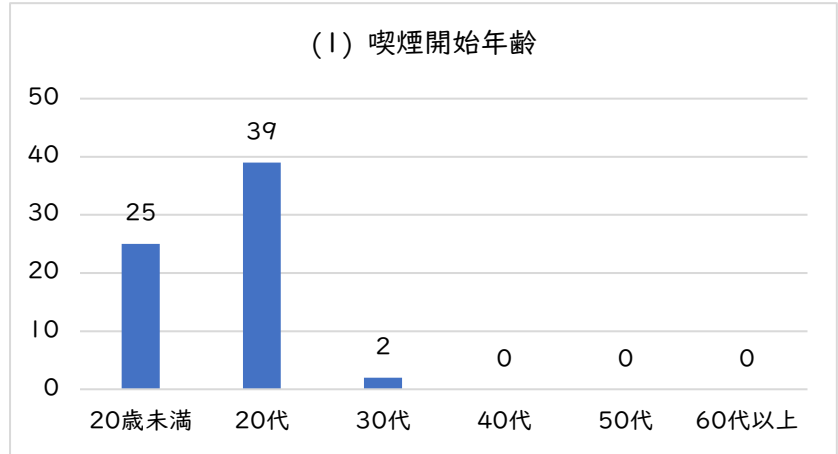


2 喫煙者における喫煙状況

(1) 喫煙開始年齢

20代の回答が最も多く、次いで20歳未満の回答が多かった。40代以降はいなかった。

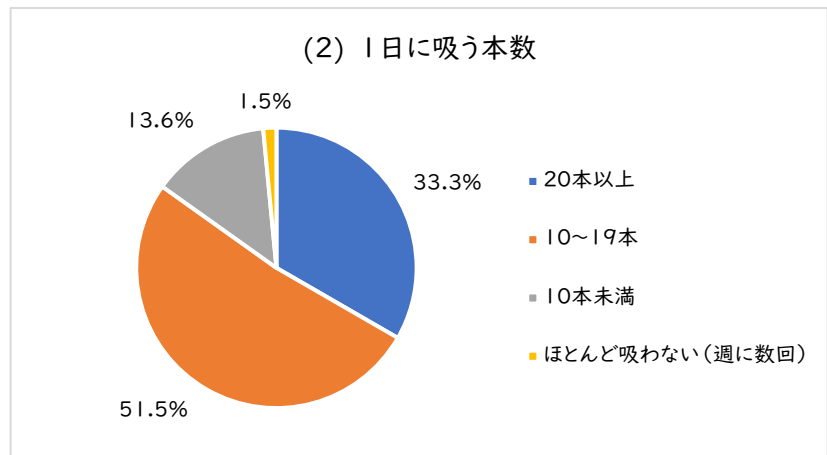
20歳未満	25
20代	39
30代	2
40代	0
50代	0
60代以上	0
未回答	4
計	70



(2) 1日に吸う本数

「10～19本」が最も多く、次いで「20本以上」が多かった。

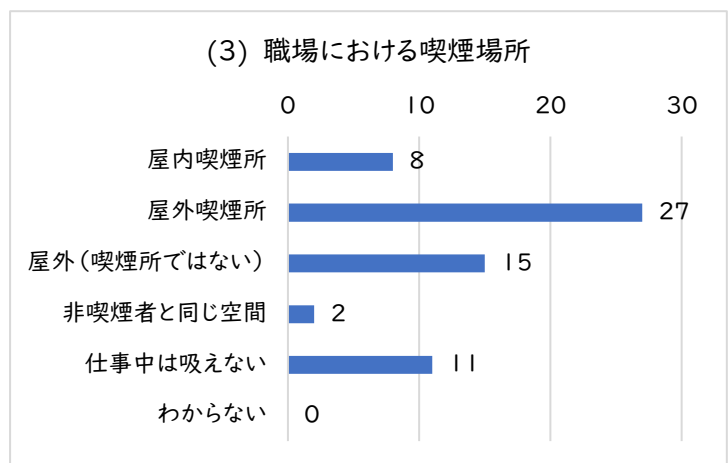
20本以上	22
10～19本	34
10本未満	9
ほとんど吸わない (週に数回)	1
未回答	4
計	70



(3) 職場内で喫煙する場所

「屋外喫煙所」が最も多く、次いで「屋外(喫煙所ではない)」が多かった。

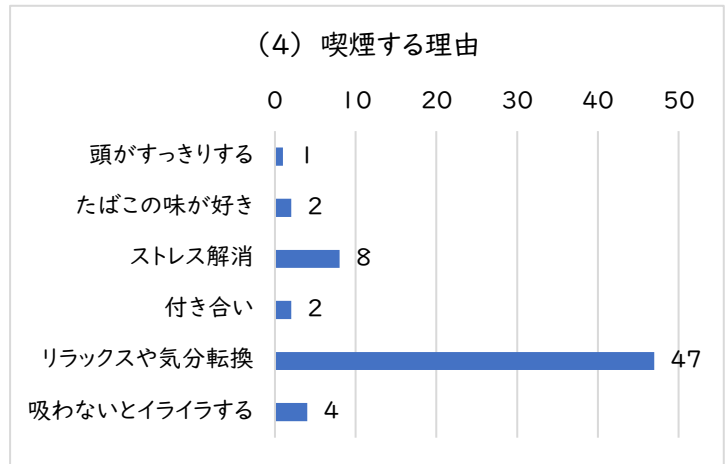
屋内喫煙所	8
屋外喫煙所	27
屋外(喫煙所ではない)	15
非喫煙者と同じ空間	2
仕事中は吸えない	11
わからない	0
未回答	7
計	70



(4) 喫煙理由

「リラックスや気分転換」が最も多かった。

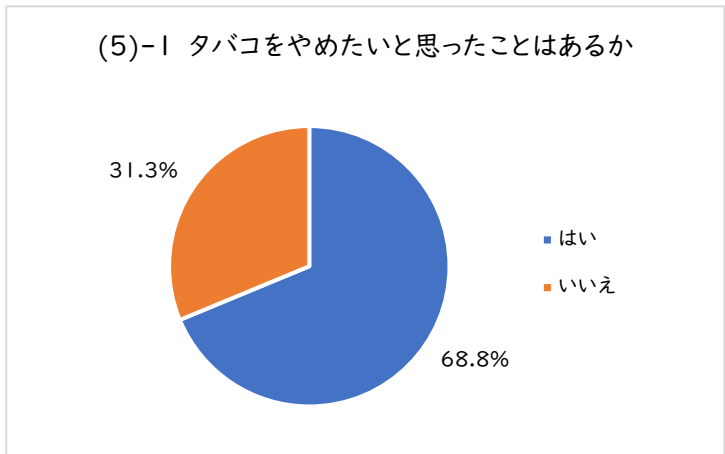
頭がすっきりする	1
たばこの味が好き	2
ストレス解消	8
付き合い	2
リラックスや気分転換	47
吸わないとイライラする	4
未回答	6
計	70



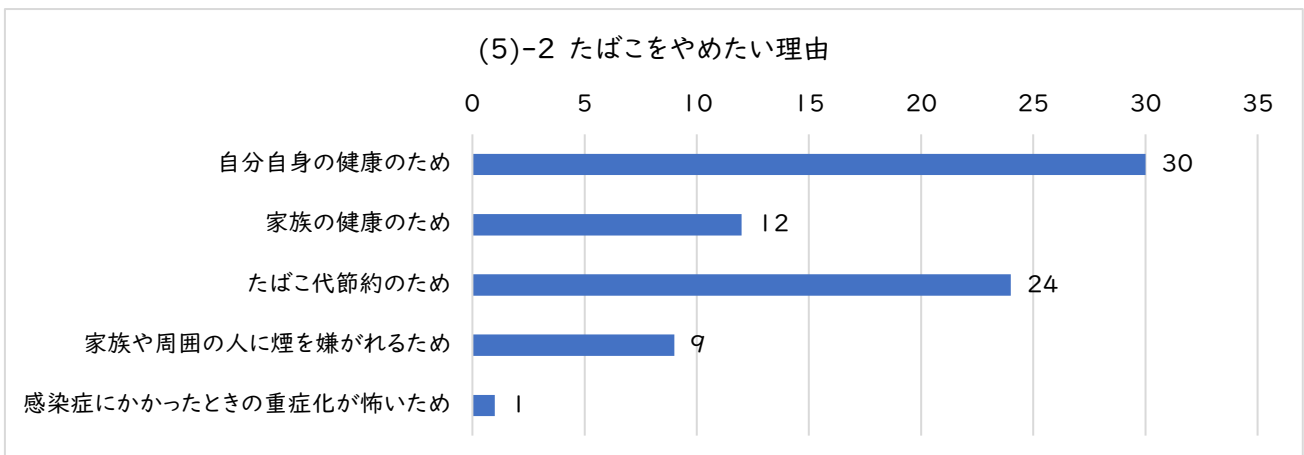
(5) たばこをやめたい意思の有無とその理由

喫煙者の68.8%が「はい」と回答し、その理由としては「自分自身の健康のため」が最も多く、次いで「たばこ代節約のため」が多かった。

はい	44
いいえ	20
未回答	6
計	70



自分自身の健康のため	30
家族の健康のため	12
たばこ代節約のため	24
家族や周囲の人に煙を嫌がれるため	9
感染症にかかったときの重症化が怖い	1
計	76

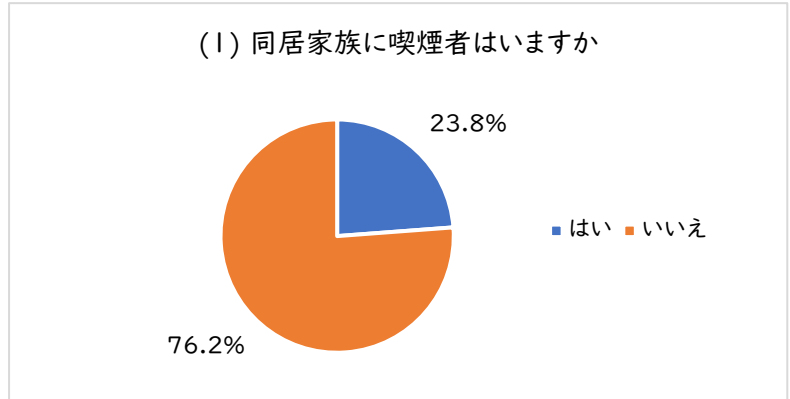


3 非喫煙者におけるたばこに関する質問

(1)同居家族における喫煙者の有無

「はい」と回答した非喫煙者の割合は 23.8%であった。

はい	50
いいえ	160
未回答	20
計	230

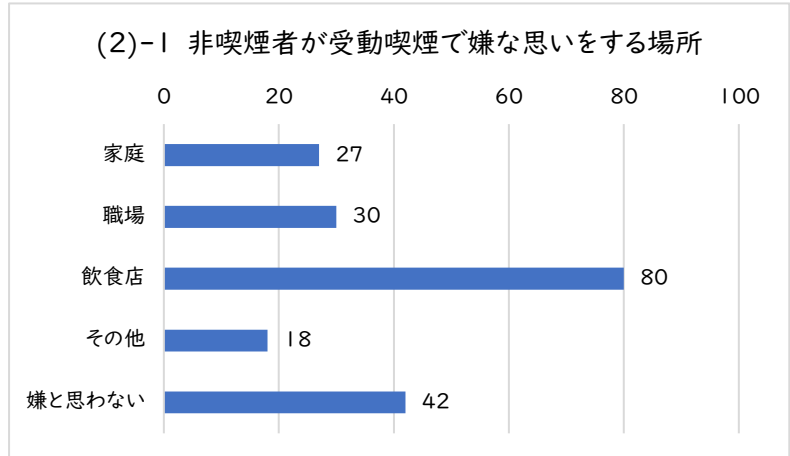


(2) 受動喫煙に暴露されて不快になった場所

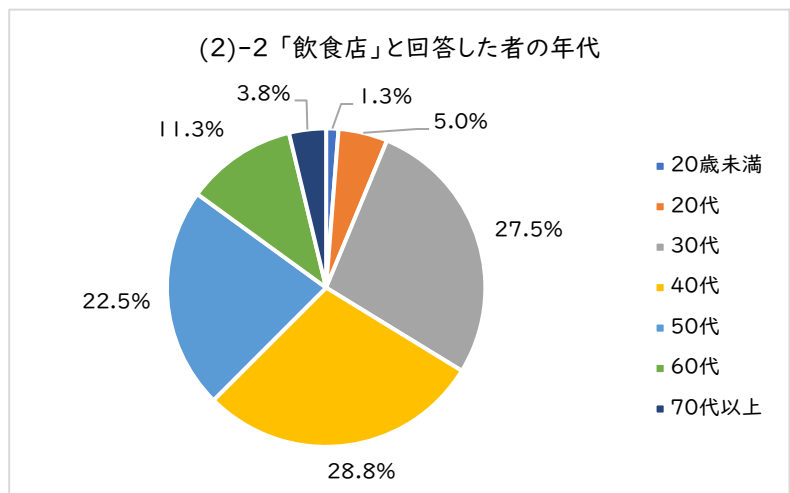
「飲食店」が最も多く、次いで「嫌と思わない」、「職場」、「家庭」の順に多かった。その他には、「車の中」「路上、歩きたばこ」「港」の回答があった。最も多い回答であった「飲食店」について、回答者の年代を出したところ、30代、40代、50代の回答が多かった。

また、家庭内の喫煙者の有無で比較してみると、「家庭」と「飲食店」に有意差がみられた。なお、たばこを「吸わない」者と「やめた」者の回答には有意差はみられなかった。

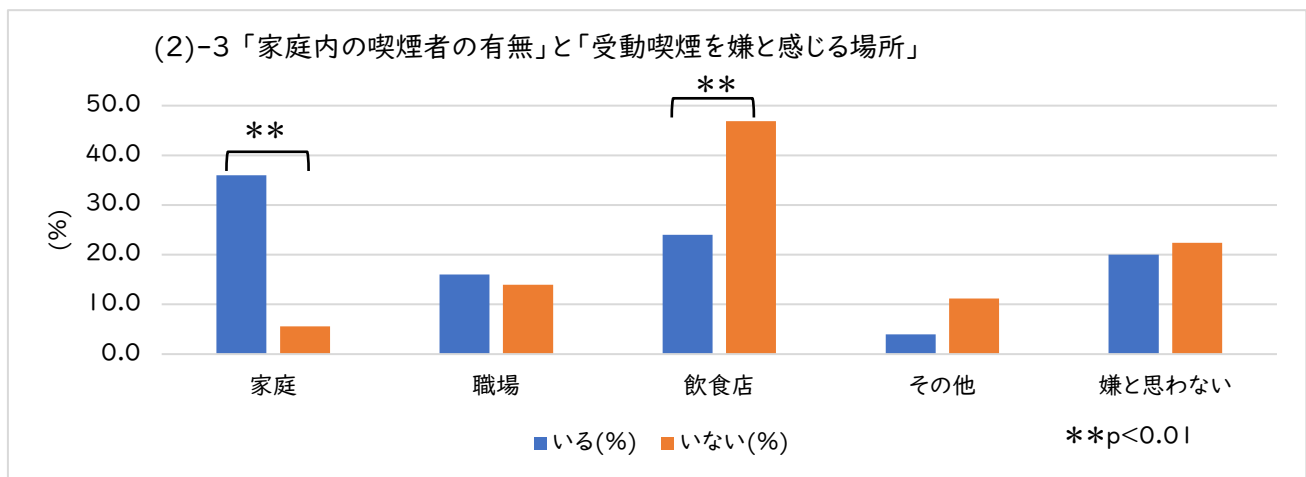
家庭	27
職場	30
飲食店	80
その他	18
嫌と思わない	42
計	197



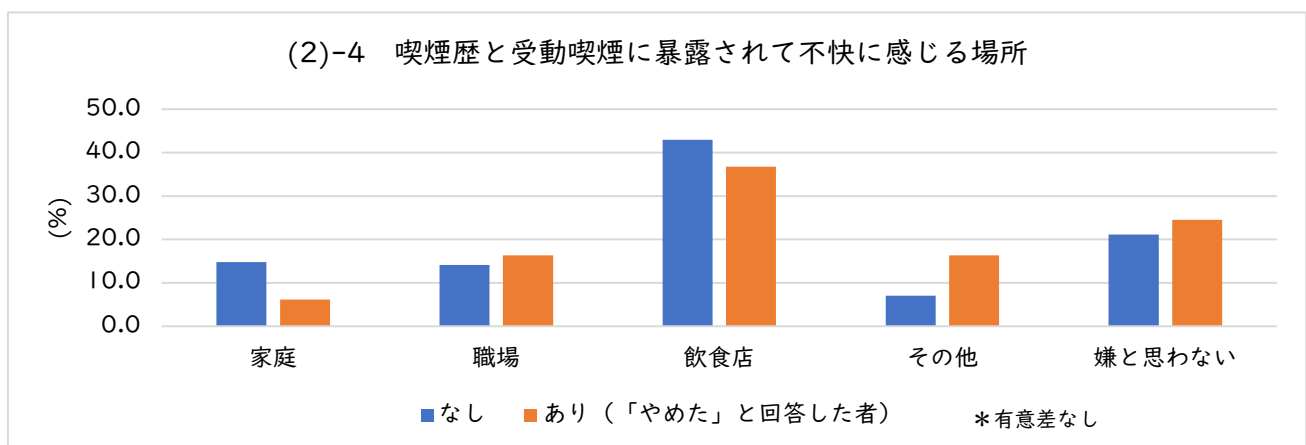
「飲食店」と回答した者の年代	
20歳未満	1
20代	4
30代	22
40代	23
50代	18
60代	9
70代以上	3
計	80



家族における喫煙者の有無	受動喫煙を嫌な思いをした場所					計
	家庭	職場	飲食店	その他	嫌と思わない	
いる	18	8	12	2	10	50
いない	8	20	67	16	32	143



非喫煙者の喫煙歴	家庭	職場	飲食店	その他	嫌と思わない	計
なし （「吸わない」と回答した者）	21	20	61	10	30	142
あり （「やめた」と回答した者）	3	8	18	8	12	49

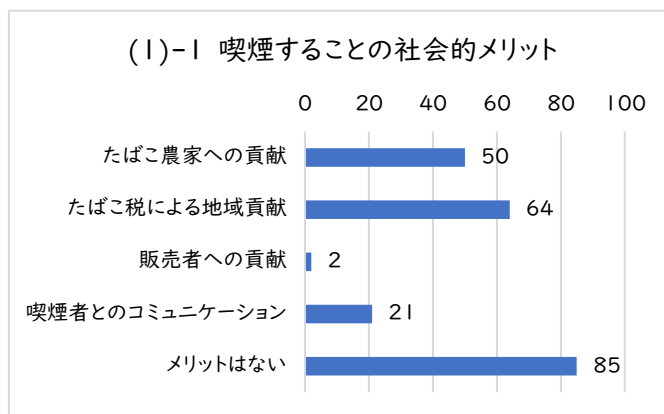


4 喫煙や禁煙、関係法律に関する意識調査

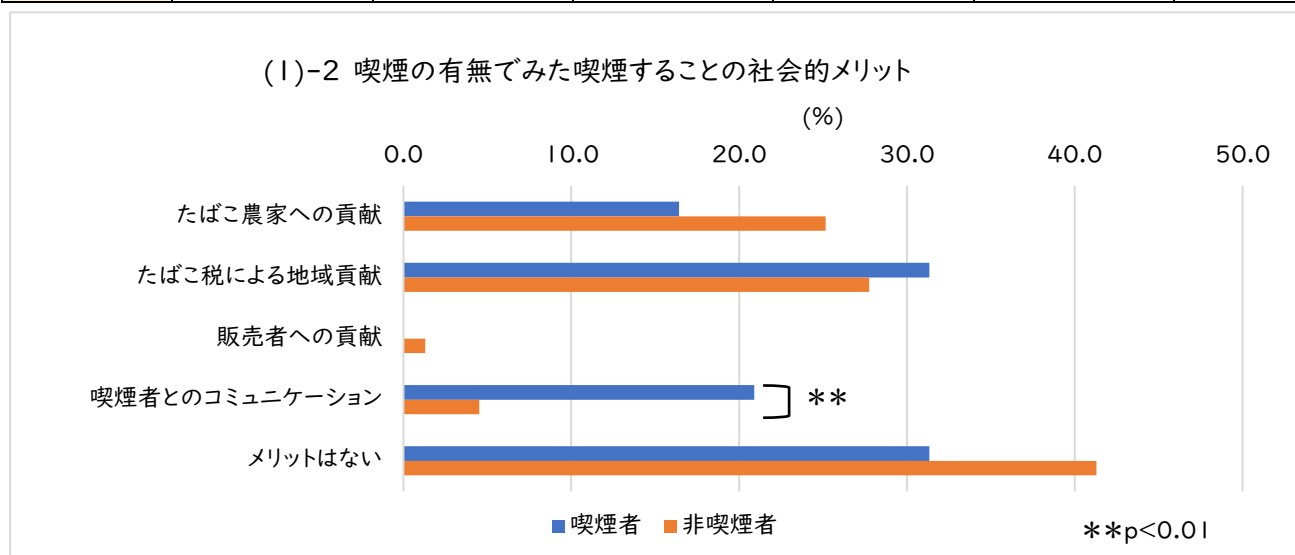
(1) 喫煙の社会的メリット

「メリットはない」が最も多く、次いで「たばこ税による地域貢献」「たばこ農家への貢献」「喫煙者とのコミュニケーション」「販売者への貢献」の順に多かった。また、喫煙の有無で比較したところ、「喫煙者とのコミュニケーション」に有意差が見られた。

たばこ農家への貢献	50
たばこ税による地域貢献	64
販売者への貢献	2
喫煙者とのコミュニケーション	21
メリットはない	85
未回答	80
計	302



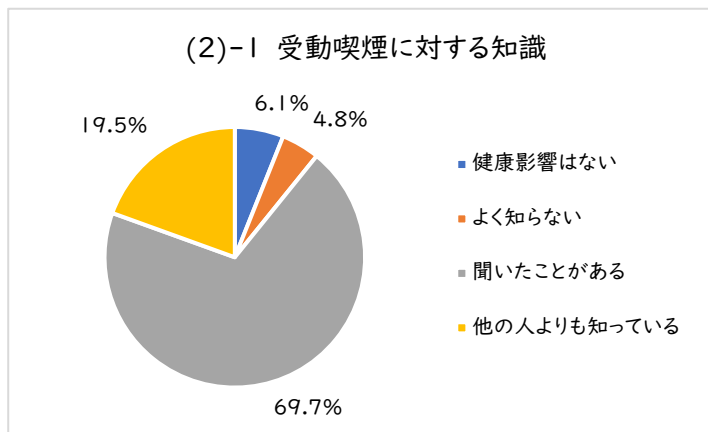
喫煙の有無	たばこ農家への貢献	たばこ税による地域貢献	販売者への貢献	喫煙者とのコミュニケーション	メリットはない	計
喫煙者	11	21	0	14	21	67
非喫煙者	39	43	2	7	64	155



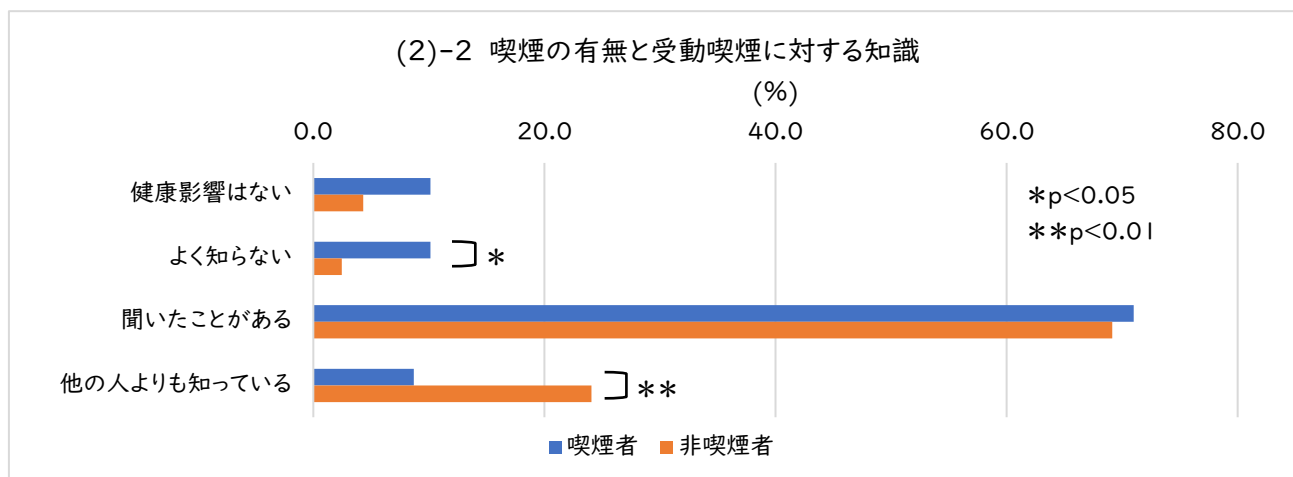
(2) 受動喫煙の健康影響についての知識

「他の人よりも知っている」は15.9%、「聞いたことがある」は69.7%を占め、併せて受動喫煙に対する知識を持つものは85.6%であった。また、喫煙の有無で比較したところ、「よく知らない」と「他の人よりも知っている」に有意差が見られた。

健康影響はない	14
よく知らない	11
聞いたことがある	161
他の人よりも知っている	45
未回答	71
計	302



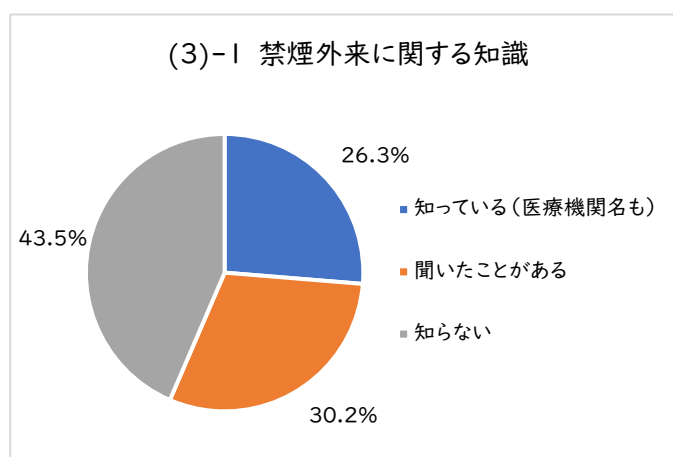
	健康影響は ない	よく知らない	聞いたことが ある	他の人よりも 知っている	計	
喫煙者	7	7	49	6	69	231
非喫煙者	7	4	112	39	162	



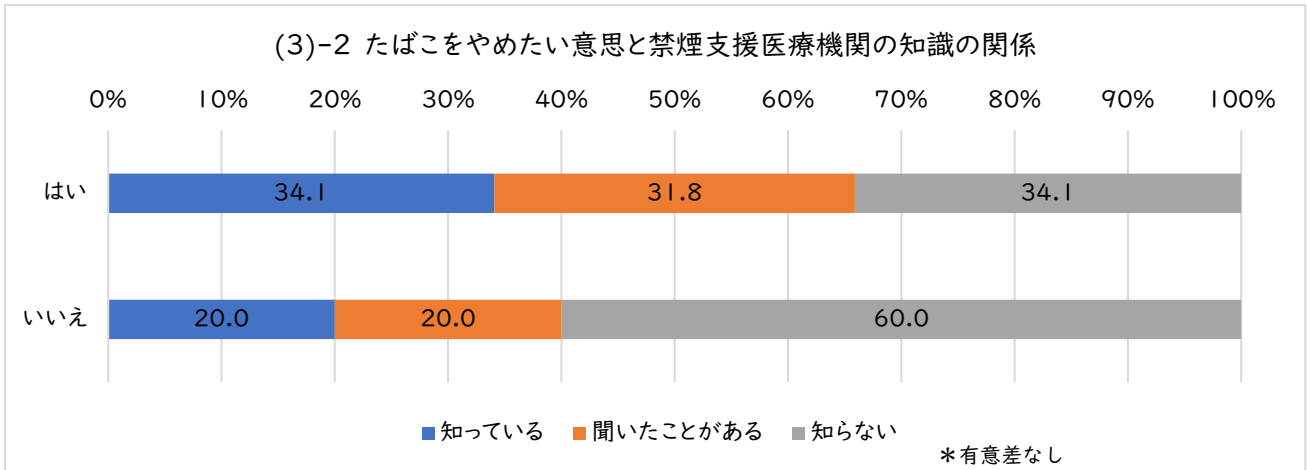
(3) 禁煙支援医療機関について

「知っている」は26.3%、「聞いたことがある」は30.2%を占め、併せて56.5%の回答者が、禁煙支援医療機関について存在を知っていた。また、喫煙者において2-(5)における「たばこをやめたい意思の有無」で比較したところ、有意差は出なかったものの、「はい」と回答した群（たばこをやめたい群）では、34.1%が「知っている」と回答した。

知っている（医療機関名も）	61
聞いたことがある	70
知らない	101
未回答	70
計	302



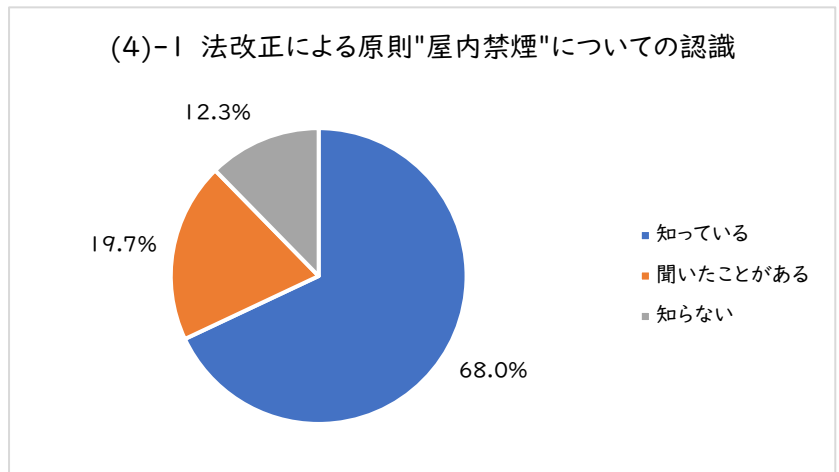
たばこをやめたいと思うか	知っている	聞いたことがある	知らない	計
はい	15	14	15	44
いいえ	4	4	12	20



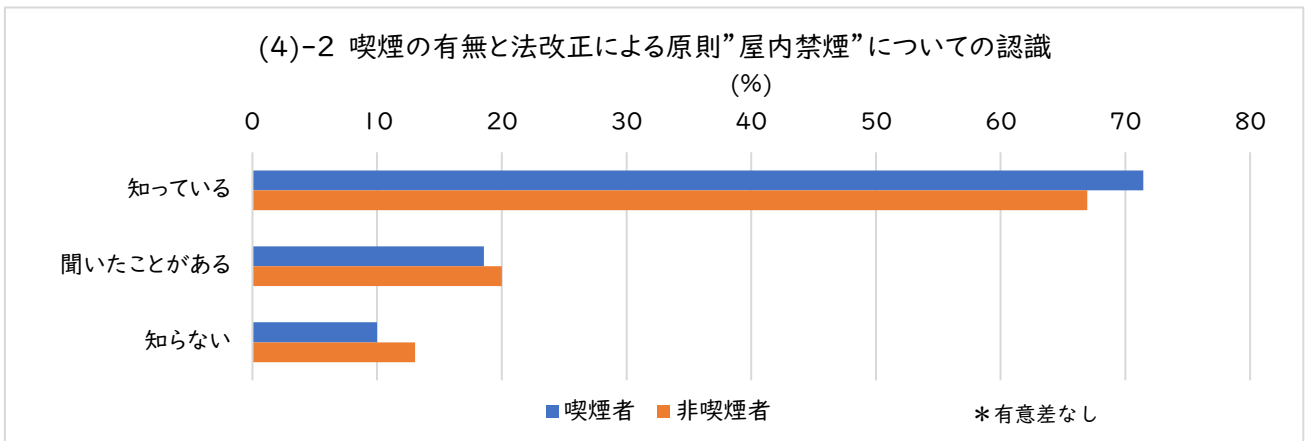
(4) 法改正による原則“屋内禁煙”についての認識

「知っている」は68%、「聞いたことがある」は20%を占め、併せて88%の回答者が、法改正による屋内禁煙の義務化について知識を持っていた。なお、喫煙の有無で比較したところ有意差は出なかった。

知っている	204
聞いたことがある	59
知らない	37
未回答	2
計	302



	知っている	聞いたことがある	知らない	計
喫煙者	50	13	7	70
非喫煙者	154	46	30	230



Ⅲ 考察

(1) 回収率について

本調査は、五島保健所地域・職域連携推進協議会委員の協力のもと 990 か所に配布し、回収率は 13.1%であり、H29 年度調査の回収率 43.0% (139 か所/323 配布) と比較すると低い結果となった。回収率が低くなった要因の一つとして、調査期間が H29 年度より短かったことが考えられる。(H29 年度：6 か月、R4 年度：20 日)。また、今回の調査では WEB アンケートも活用し、WEB からの回答は「事業所における喫煙状況等調査」は 33.1%、「たばこに関するアンケート」は 54.6%であった。個人の意識調査は WEB アンケートが有効と考えられる。

(2) 事業所における喫煙状況

「事業所における喫煙環境等に関するアンケート調査」において、建物内・敷地内で喫煙ができない事業所割合は H29 年度と比較して有意に増加していた。特に、建物内で喫煙できない事業所は 83.1%を占め、全国平均 71.6%よりも高い割合であった¹⁾。その要因としては、健康増進法の一部を改正する法律 (R2 年 4 月) が施行され「原則屋内禁煙」となった社会背景や、長崎県や五島保健所事業における法改正の周知を実施してきたことが考えられる。

一方で、法改正による原則“屋内禁煙”についての認識は、「知っている」と回答した事業所は 61.5%であり、100%に達していないため、引き続き事業所における受動喫煙防止について啓発する必要がある。

なお、本調査の限界として、調査票 Q4「非喫煙者が煙を吸い込まない環境に配慮している」において「配慮している」と回答した事業所は 90.0%であったが、詳細な質問項目を設けていなかったため、具体的な対策（喫煙専用室の設置の有無、屋外灰皿の設置場所など）は不明である。

(3) 個人の喫煙率と未成年・若年層に対する禁煙啓発について

「たばこについてのアンケート」における喫煙率は 23.2%であり、年代別で見ると 20 代が 43.8%と有意に高い状況であった。全国平均は 18.3%、長崎県は 18.9%²⁾であり、五島市は全国・県より高い状況にある。20 歳未満からの喫煙は健康影響が大きく、かつ成人期を通した喫煙継続につながりやすいことから、未成年及び若年層に対するたばこに対する正しい知識の啓発・教育の充実が必要である。

(4) 受動喫煙防止対策について

「たばこについてのアンケート」において、非喫煙者が受動喫煙に暴露し不快に感じる場所として「飲食店」が最も多い回答であった。一方で、「事業所における喫煙環境等に関するアンケート調査」では、「飲食店」で従業員の喫煙者は「いない」割合が高かった。このことから、受動喫煙は来客によるものと考えられる。

法改正により、飲食店は第 2 種施設（多くの人が利用する施設）であり原則屋内禁煙であるが、特定既存飲食店（2020 年 4 月以前より営業している飲食店）においては「喫煙可能店」として届出の上、飲食と喫煙を同じ空間で行うことができる。令和 5 年 4 月 1 日現在、管内の喫煙可能店は

49店舗である。本調査における、受動喫煙に暴露し不快に感じる「飲食店」が「喫煙可能店」であったかどうかは不明であるが、飲食店に対する法改正による屋内禁煙の周知啓発だけでなく、来客を対象とした受動喫煙防止対策の啓発も必要である。

また、同調査より、非喫煙者のうち「家庭内に喫煙者がいない」割合は76.2%であった。新上五島町における調査³⁾では、「家庭内に喫煙者がいない」者は「家庭内に喫煙者がいる」者より、外食する際に飲食店の出入り口の標識を参考しており、標識の明確な掲示は来客が望まない受動喫煙をなくすために有効な手段だと示されているため、飲食店や住民に対して標識掲示についての啓発を行っていく必要がある。

一方で、受動喫煙の健康影響についての知識の有無では、「知らない」と回答した者のうち、喫煙者のほうが非喫煙者よりも有意に多い結果であったため、喫煙者に対して受動喫煙の健康被害について普及啓発を行い、喫煙者自身で非喫煙者が煙を吸い込まない環境に配慮するよう促す必要がある。

(5)禁煙支援医療機関について

「たばこについてのアンケート」において、喫煙者のうち68.8%が「たばこをやめたいと思ったことがあるか」の質問項目に「はい」と回答し、そのうち65.9%が禁煙支援医療機関について「知っている（医療機関名も）」「聞いたことがある」と回答していた。禁煙を行うのは個人の意思だけでは難しく、禁煙支援医療機関を活用することで無理なく禁煙達成できる。五島市内には4医療機関の登録があるため、やめたい人が医療機関受診につながるよう周知啓発を行う必要がある。

IV 結論

五島市内の事業所において、屋内禁煙・敷地内禁煙の事業所は平成29年度調査と比較して有意に増加していた。一方で、事業所の従業員における喫煙率は、全国・県平均と比較して高い状況であり、特に20代の喫煙率が高かった。また、受動喫煙に暴露されて不快になった場所としては「飲食店」の回答が最も多かった。このことから、法改正について周知啓発を継続して行う中で、禁煙・受動喫煙防止について若年層・飲食店へ重点的に啓発を行っていく必要があることが分かった。

VI 参考文献等

- 1)令和3年度「喫煙環境に関する実態調査」 2023 厚生労働省健康局健康課
- 2)令和元年度国民生活基礎調査 2020 厚生労働省大臣官房統計情報部
- 3)新上五島町での子どもへの受動喫煙に関するアンケート調査報告～飲食店での喫煙編～ 2022 長崎県上五島保健所

VII 調査票

調査票Ⅰ 事業所における喫煙環境等に関するアンケート調査

「事業所における喫煙環境等に関するアンケート調査」

*雇用主（管理者）または健康管理担当の方がご回答ください。

事業所名（ ）
 担当者名（ ）

以下の質問の〔 〕内の該当する項目に○を付けてください。

1 事業所の概要

Q1 事業所の規模（従業員数）
 〔 5人未満 5～9人 10～29人 30～49人 50～99人 100人以上 〕

Q2 加入されている医療保険の種類
 〔 市町国保 国保組合 協会けんぽ 組合健保 その他 〕

Q3 事業所の種類
 〔 ①飲食店 ②デスクワーク ③その他 〕

2 喫煙等の状況


Q1 貴事業所には喫煙する職員がいますか。
 〔 ① いない ② 1～2割 ③ 3～4割 ④ 5割以上 ⑤ 把握していない 〕

Q2 貴事業所の建物内（執務室、休憩室、食堂、トイレを含み喫煙専用室を除く）で喫煙する従業員や来客はいますか。
 〔 ① いる ② いない 〕

Q3 貴事業所の敷地内（駐車場、屋上等含む）で喫煙する従業員または来客がいますか。
 〔 ① いる ② いない 〕

Q4 くQ2またはQ3で「① いる」を選択した事業所のみお答えください）
 貴事業所は、非喫煙者がたばこの煙を吸い込まない環境に配慮していますか。（喫煙専用室の設置や、屋外で人気のないところに灰皿を設置している、など）
 〔 ① 配慮している ② 配慮していない 〕

QRコードからの回答も可能です。



Q5 く Q4 で 「 ② 配慮していない 」 を選択した事業所のみお答えください 〉

将来的に喫煙に関して配慮した環境を整備する予定がありますか。

〔 ① 1年以内に取り組む予定 ② 将来的には取り組む予定 ③ 取り組む予定はない

Q6 く Q4 で 「 ② 配慮していない 」 を選択した事業所のみお答えください 〉

配慮していない理由として、最も当てはまるものを選択してください。

〔 ① 事業所での受動喫煙は問題視していない

② 喫煙専用室を設けるスペースがない

③ 整備費用がない

④ 喫煙する職員の理解が得られない

⑤ 喫煙する顧客の理解が得られない

⑥他の事業所も配慮していないから

⑦その他（ ） 〕

Q7 法改正により 2020年4月から原則“屋内禁煙”が義務付けられたことは知っていますか。

〔 ① 知っている ② 聞いたことがある ③ 知らない 〕

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

締め切り：12月20日（火）

アンケート FAX 送付先：五島保健所 72-7761

たばこについてのアンケート

五島市で働く皆さまのたばこや禁煙に対する意識を調査するためのアンケートを実施します。

所要時間は3分程度です。

右のQRコードからWEBでの回答も可能です。



以下の質問の〔 〕内の該当する項目、または数字に○をつけて下さい。

1)あなたの年齢をお答えください

〔 20歳未満 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上 〕

2)あなたの職業をお答えください

〔 ①飲食店 ②デスクワーク ③その他 〕

3)あなたのお住まいの地区をお答えください

〔 福江 富江 三井楽 岐宿 玉之浦 久賀 奈留 その他(市・町) 〕

4)あなたはたばこを吸いますか

①吸う (種類: 電子たばこ 加熱式たばこ 紙巻たばこ) → **質問5)** へ

②吸わない
③やめた } → **質問6)** へ

5)現在喫煙をしている方にお尋ねします。

(1)たばこを何歳頃から吸い始めましたか

〔 20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代以上 〕

(2)たばこを1日どのくらい吸っていますか

〔 ①20本以上 ②10~19本 ③10本未満 ④ほとんど吸わない(週に数回) 〕

(3)職場内で喫煙者はどこでたばこを吸いますか

〔 ①屋内喫煙所 ②屋外喫煙所 ③屋外(喫煙所ではない) ④非喫煙者と同じ空間
⑤仕事中は吸えない(吸う場所がない) ⑥わからない 〕

(4)たばこを吸う理由として、もっとも当てはまるものを選んでください。

〔 ①頭がすっきりする ②たばこの味が好き ③ストレス解消 ④付き合い
⑤リラックスや気分転換 ⑥吸わないとイライラする 〕

(5)たばこをやめたいと思うことがありますか

[はい いいえ]

⇒ はい と答えた方にお尋ねします。

たばこをやめたい理由で、もっとも当てはまるものは何ですか(複数可)

- ①自分自身の健康のため ②家族の健康のため ③たばこ代の節約のため
④家族や周囲の人に臭いや煙を嫌がられるため
⑤感染症にかかったときの重症化が怖い

→ **質問7)** へお進みください。

6)非喫煙者、たばこをやめた方にお尋ねします。

(1)同居家族に喫煙者はいますか

[はい いいえ]

(2)受動喫煙で嫌な思いをした場所がありますか※複数回答可

※受動喫煙とは、他人のたばこの煙(副流煙)に曝露されて吸入することを言います。

- [①家庭 ②職場 ③飲食店 ④その他()
⑤嫌と思わない]

→ **質問7)** へお進みください。

7) 全員へお尋ねします。

(1)喫煙することの社会的なメリットとして、もっとも当てはまるものを選んでください。

- [①たばこ農家への貢献 ②たばこ税による地域貢献 ③販売者への貢献
④喫煙者とのコミュニケーション ⑥メリットはない]

(2)受動喫煙についてあなたの考えにもっとも近いものを選んでください

※受動喫煙とは、他人のたばこの煙(副流煙)に曝露されて吸入することを言います。

- [①健康影響はないと思っている
②健康影響はよく知らない
③健康影響について聞いたことがある
④健康影響について他の人より知っているほうだ]

(3)五島市内に禁煙支援医療機関があることはご存じですか

- [①知っている(医療機関名も) ②聞いたことがある ③知らない]

(4)法改正により 2020 年 4 月から原則“屋内禁煙”が義務付けられたことはご存じで

- [①知っている ②聞いたことがある ③知らない]

アンケートは以上になります。ご協力ありがとうございました。

締め切り：12月20日(火) アンケート FAX 送付先：五島保健所 72-7761